

令和元年度大阪府相談支援従事者初任者研修（5日課程）募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、大阪府からの指定を受け（指定番号3）、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。

2 受講対象者

- ① 指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所において、相談支援専門員として従事しようとする方
- ② 指定障がい児相談支援事業所において、相談支援専門員として従事しようとする方
- ③ 指定重度障がい者包括支援事業所において、サービス提供責任者として従事しようとする方

※ 平成25年度までに本研修を修了した方で、平成30年度末までに相談支援従事者現任研修を修了していない場合は、改めて本研修『5日課程』の修了が必要になります。

3 定員 288名程度（講義3日間・演習2日間）

4 日時

第1日	講義	令和2年1月16日（木） 9：00～17：30 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）			
第2日		令和2年1月17日（金） 9：00～16：20 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）			
第3日	演習	A日程 令和2年2月4日（火） 9：30～17：30 大阪市立北区民センター ホール	B日程 令和2年2月6日（木） 9：30～17：30 大阪市立北区民センター ホール	C日程 令和2年2月18日（火） 9：30～17：30 大阪市立北区民センター ホール	D日程 令和2年2月20日（木） 9：30～17：30 大阪市立北区民センター ホール
第4日		A日程 令和2年2月5日（水） 9：30～17：40 大阪市立北区民センター ホール	B日程 令和2年2月7日（金） 9：30～17：40 大阪市立北区民センター ホール	C日程 令和2年2月19日（水） 9：30～17：40 大阪市立北区民センター ホール	D日程 令和2年2月21日（金） 9：30～17：40 大阪市立北区民センター ホール
第5日	講義	令和2年2月28日（金） 9：00～17：00 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）			

※ 実施時間は予定です。当日のプログラムによって開始・終了時間が変更になる場合があります。

詳細につきましては、受講決定時にお送りする受講決定通知でご確認ください。

※ 演習日程は決定後、受講決定通知にてお知らせします（演習日程の指定はできません）。

全日程への出席が可能であることを確認してお申し込みください。

5 場 所

- <講 義> 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
 大阪市中央区大手前1丁目3番49号
 【Osaka Metro谷町線・京阪電車「天満橋」駅 徒歩約7分】
- <演 習> 大阪市立北区民センター
 大阪市北区扇町2丁目1番27号
 【Osaka Metro堺筋線「扇町」駅 徒歩約3分】
 【JR環状線「天満」駅 徒歩約3分】

6 申込方法

- ① 「受講申込書及び推薦書」に必要事項を記入。
 ※記入漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。



- ② 「応募必要書類確認書」の【同封確認】欄で必要書類を確認。
 ※返信用封筒（長形3号 94円切手貼付）などを準備。



- ③ 申込書類一式を、下記申込先へ郵送（FAX、メール等受付不可）

【申込先】 〒546-0033
 大阪市東住吉区南田辺1丁目9番28号 大阪市立早川福祉会館内
 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
 大阪市障がい者相談支援研修センター研修事務局 宛

締め切り：令和元年10月4日（金）17：00 ※必着

- ※ 10月4日（金）17時までに研修事務局に届いた申込書類のみ受け付けます。
- ※ 直接持参された申込書類及びFAXについては一切受付いたしません。
- ※ ご提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

7 受講費用 34,000円（税込）

- ※ 「振込先」「振込方法」等は、受講決定通知に「振込依頼書」を同封して送付いたします。
 なお、納付済の受講料については、返金できませんのでご注意ください。
- ※ 領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
- ※ 振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

8 受講者の決定及び通知

- 受講決定の可否については、同封いただいた返信用封筒で郵送にてお知らせいたします。
- 電話、メール等でのお問い合わせには一切お答えできません。
- 11月8日（金）までに受講可否の通知が届かない場合は、研修事務局にお問い合わせください。

9 受講者選考について

- 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づき、以下の順番に優先順位をつけ、上位から順番に受講決定させていただきます。
- この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を選考します。
- 受講者選考は、受講申込者が事業所に配置（従事）される状況に基づき決定します。
「配置される予定の事業所について」の欄は必ず配置（従事）予定の事業所に状況を確認の上、受講申込書及び推薦書に記入してください。
 なお、推薦が得られない場合は「理由書」欄に必ず理由を記入してください。
- 法人・事業所等代表者は「受講申込書及び推薦書」の記載内容を確認のうえ、「推薦欄」に記入し法人印または事業所印を押印してください。

■優先順位について

※同一事業所から申込者が複数あり下記優先順位が同じ場合は、各事業所の1人目をまず受講決定した後、2人目の受講決定選考を行います。

- ① 事業所において確実かつ速やかに相談支援専門員として配置予定の者で、市町村の相談支援体制の整備状況を勘案し、大阪府と市町村が協議し決定する者
 ※①については大阪府もしくは各市町村にお尋ねください。
- ② 既に事業を開始している事業所において、今年度に相談支援専門員として増員配置予定の者又は既に事業を開始している指定重度障がい者等包括支援事業所において、今年度にサービス提供責任者として配置予定の者のうち2人目までの者
- ③ 今年度に、事業開始予定の事業所において、研修修了後直ちに相談支援専門員として配置予定の者のうち2人目までの者又は事業開始予定の指定重度障がい者等包括支援事業所において、サービス提供責任者として配置予定の者のうち2人目までの者
- ④ 今年度に、相談支援専門員又は指定重度障がい者等包括支援事業所のサービス提供責任者として配置予定の者のうち3人目以降の者
- ⑤ 翌年度に、事業開始予定の事業所において、相談支援専門員として配置予定の者のうち1人目又は事業開始予定の指定重度障がい者等包括支援事業所においてサービス提供責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ⑥ 既に事業を開始している事業所において、翌年度に相談支援専門員として増員配置予定の者のうち1人目又は既に事業を開始している指定重度障がい者等包括支援事業所において、翌年度にサービス提供責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ⑦ 翌年度に、相談支援専門員または指定重度障がい者等包括支援事業所のサービス提供責任者として配置予定の者のうち2人目以降の者
- ⑧ 相談支援専門員の要件である実務経験を満たしている者で、相談支援専門員等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格を用意しようとする者
- ⑨ 上記以外の者については、配置予定年度と実務経験の期間を勘案し、優先順位をつけるものとする。

(注) 受講申込者が退職された場合、法人の推薦は取り下げとなり、個人申し込みの扱いとなります。

9 研修の修了及び修了証書

- 講義・演習を全て受講された方に修了証書を交付します。
いずれかの講義・演習を欠席した場合は、修了証書を交付できません。
- 修了証書の交付については、研修最終日に手渡しにより交付する予定です。
- 10分以上の遅刻・早退・電話使用などによる途中退席の場合は研修修了とみなすことができません。
受講態度が著しく悪い方（私語、居眠り、スマートフォンの使用など）には、修了証書を交付できない場合がありますのでご注意ください。
- 研修当日は受講者本人であることを確認するために、運転免許証等の本人確認書類の提示を求めることがありますので、受講者本人であることを証明できるものをお持ちください。
万一、本人確認ができない場合は修了証書を交付できない場合があります。
- 申込書類に虚偽が判明した場合は、受講決定や研修修了の取り消し等の措置をとることがあります。

12 問い合わせ先

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

（研修事務局）大阪市障がい者相談支援研修センター

電話：06-6622-1205

受付時間：土・日・祝日を除く、9：00～17：00

研修ホームページ お問い合わせフォーム（URL：<http://www.supokyo-kensyu.org/offer>）